

環境経済委員会参考資料 2

豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る
事務の共同処理について

豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る事務の共同処理について

1. 方針

豊橋田原ごみ処理施設（以下「施設」という。）における廃棄物の広域処理は、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づく事務の委託（以下「事務委託」という。）により行う。

2. 理由

本施設は、建設から改修、解体まで豊橋市及び田原市の施設として長期間継続して運営管理する必要がある。その管理執行や費用分担を明確にするため、事務委託を行う。

3. 事務委託とは

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属する。

【根拠法令】

地方自治法第 252 条の 14～16

【組織】

田原市から委託を受けて豊橋市の組織、職員により事務を処理

【協議体制】

両市のごみを安定的・継続的な処理ができるよう協議体制を構築

4. 事務委託の範囲

- ・豊橋市内に設置する可燃ごみ（生ごみを除く）、不燃ごみ及び粗大ごみ（以下「一般廃棄物」という。）を処理するための施設（以下「施設」という。）の建設、改修、解体並びに管理に関する事務
- ・田原市から施設に搬入される一般廃棄物の中間処理に関する事務

5. 規約で定める事項

規約には、次に掲げる事項の規定を設けなければならない。(地方自治法第252条の15)

- ① 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- ② 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ③ 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ④ その他委託事務に関し必要な事項

6. 事務委託の手続き

豊橋市及び田原市の協議により規約を定め、各市議会の議決を経て、告示するとともに、愛知県知事に届出を行う。

【手続きの流れ】

